

白浜海水浴場敷地内キッチンカー等出店実証実験募集要項

1 目的

白浜海水浴場が海水浴に限らず年中過ごせる公園のような場所となることを目指す上で、キッチンカー等により飲食や商品を提供することにより、同海水浴場の利用者の利便性の向上と海岸の賑わい創出を図るとともに、出店の実証実験においてどの程度の効果や安全性の課題等があるか検証することを目的とする。

2 概要

(1) 場所

佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁 1866-4 白浜海水浴場敷地内
(6 出店場所に示す区画)

(2) 面積

区画 1 : 20 m² (5 m × 4 m)
区画 2 : 21 m² (7 m × 3 m)
区画 3 : 20 m² (5 m × 4 m)

(3) 出店形態

販売品目は酒類を除く飲食物、雑貨等とし、保健所で許可を受けたキッチンカー又は移動式販売車等とする。

ただし、海水浴場内の電気設備や水道設備等の利用は認めない。

(4) 出店可能日等

・出店可能店舗数

1日3店舗

ただし、出店希望者が1日3店舗超となった場合は管理者にて日程調整を行うこととする。

・出店可能日

遊泳期間 令和8年7月11日(土)～8月31日(月)のうち任意の日

・営業可能時間

午前9時00分から午後5時00分までの間(搬入・搬出時間を含む。)
ただし、潮の干満の関係で営業可能時間が短縮となる場合があるので、別紙2 遊泳可能時間カレンダーを参照すること。

(5) 使用料

実証実験につき免除とする。ただし、アンケートに必ず答えること。

3 応募資格

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (2) 開始の6か月前から契約締結日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (3) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 次に該当する者であること。
- ア 保健所の定める営業許可証がある者
 - イ 食品衛生責任者等資格を有する者
 - ウ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入している者

4 応募の手続

- (1) 申請書類
- ・行為許可申請書
 - ・キッチンカー等出店計画書
 - ・誓約書（チェック項目に全てチェックが無ければ出店できない）
 - ・保健所の許可証（飲食店の場合）
- (2) 受付期間
令和8年6月1日（月）から6月19日（金）まで
- (3) 提出方法及び提出先
太良町商工観光課へ持参、郵送、メールのいずれか
送付先住所 : 〒849-1698 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6
メールアドレス : shoko-kanko@town.tara.lg.jp
※郵送の場合、太良町商工観光課への書類到着日を申請受付日とする。
- (4) 許可
結果については、6月30日（火）までに電子メール等にて通知する。

5 注意事項

- (1) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すこと。
- (2) 営業する際には、保健所より交付された許可済証を貼付すること。
- (3) ゴミ・排水は必ず持ち帰り、適正に処理すること。
- (4) 出店に必要な水道、電気、ガスは出店者にて準備すること。
- (5) 火気使用者は防災上、消火器などを用意すること。
- (6) 出店による事故等は出店者の責任において対処すること。
- (7) 定められた場所でのみ営業を行うこと。
- (8) 敷地内での客引き、宣伝は行わないこと。
- (9) 出店できなくなった場合は、太良町商工観光課に連絡すること。
- (10) 他者に出店の権利を譲渡しないこと。
- (11) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- (12) 景観を損ねたり、通行の妨げにならないようにすること。
- (13) 雨天時等の出店判断は出店者自ら行うこと。中止の場合は太良町商工観光課より連絡することとする。
- (14) 荒天で事故の恐れがある場合等は許可を取り消し、出店を中止させる場合がある。
- (15) 販売中止や天候、その他理由により生じた損害に対し、管理者は責を負わないものとする。
- (16) 出店が決定した事業所においては、行政財産使用許可申請書を太良町商工観光課へ提出すること。

6 出店場所

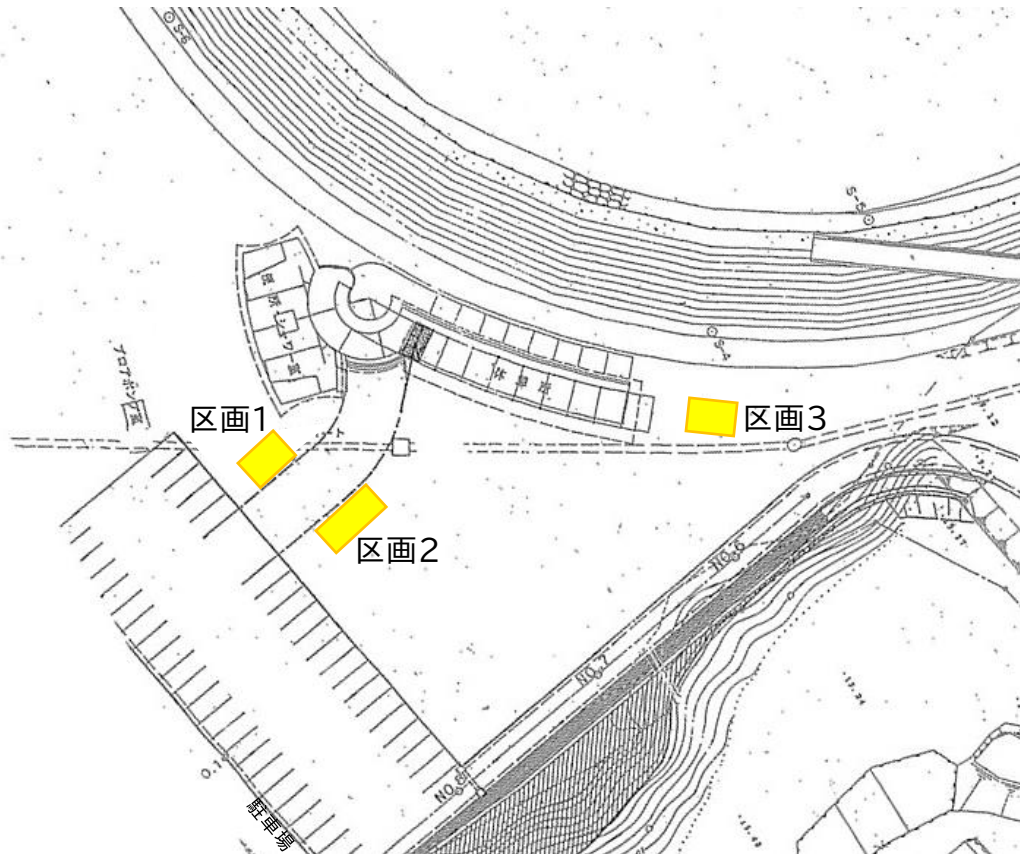
別紙1：出店区画で黄色い四角にて表示している区画を出店場所とする。
ただし、利用区画の希望者が複数となった場合には抽選で決定する。

別紙 1

白浜海水浴場（佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁 1866-4）



出典：地理院地図



- 区画 1 面積：20 m² (5m×4m)
- 区画 2 面積：21 m² (7m×3m)
- 区画 3 面積：20 m² (5m×4m)